

けん玉道級位認定表

No	1 大皿	2 小皿	3 中皿	4 ろうそく	5 とめけん	6 飛行機	7 ふりけん	8 日本一周	9 世界一周	10 灯台	11 もしかめ
種目 級											
10級	1										
9級	2	1									
8級	3	2	1								
7級		3	2	1							
6級			3	2	1						(4)
5級				3	2	1					(10)
4級					3	2	1				(20)
3級						3	2	1			(30)
2級							3	2	1		(40)
1級								3	2	1	50

(級位受審解説)

- (公社) 日本けん玉協会認証(認定・推奨・特別推奨)けん玉を使用すること。試技の種目により、使用けん玉を使い分けることは認める。
- 希望する級位を受審することができる。ただし、認定表に定められた、受審する級位の一つ下位の級位までの技量を修得していること。
- 各級の種目は、必ず、級位の番号の低い種目から始めること。(例: 6級の場合は、No. 3からNo. 4、No. 5の順に審査を進めること。)
- 10級から級の合否の判定は、受審する級位の種目(No. 1～No. 10の種目)につき最大10回までの試技を行い、表の回数を成功した場合「合格」とする。
1級は、No. 8・9・10に加えて、No. 11「もしかめ」の試技を行い、認定表に定められた回数を成功した場合「合格」とする。なお、No. 1～No. 10の種目について、10回試技を行う前に規定された回数を成功した場合は、それ以上の試技を行う必要はない。
- No. 11「もしかめ」
 - 1回の試技にて中断、落球することなく継続して規定回数を行うこと。「もしかめ」は1分間に135回以上の速さで行うこと。なお、試技は2回までとする。
 - 「もしかめ」は、1級受審の必須種目とする。なお、6級から2級までは指導上取り入れができるものとし、必須種目とはしない。この際、「もしかめ」の速さは問わない。
 - 「もしかめ」の回数は、受審前に登録されている記録(認定指導員が審査し会員証に記載した記録等)があれば、改めて受審する必要はない。

附 則

- 昭和54年 制定
- 平成16年 1月 1日 改正
- 平成19年 5月 13日 改正
- 平成24年 5月 5日 改正
- 平成29年 3月 12日 改正

けん玉道準初段認定表

No	1 種目 とめ けん	2 飛行 機	3 ふり けん	4 県 一 周	5 日本 一 周	6 世界 一 周	7 灯台	8 けん先 すべり	9 もしかめ
準初段	5	5	5	4	4	3	2	1	100

(準初段位受審解説)

- 1 (公社) 日本けん玉協会認証（認定・推奨・特別推奨）けん玉を使用すること。試技の種目により、使用けん玉を使い分けることは認める。
- 2 種目は、必ず、番号の低い種目から始めること。
- 3 合否の判定は、各種目（No. 1～No. 8）につき最大10回までの試技を行い、表の回数を成功し、かつNo. 9「もしかめ」について1回の試技を行い、認定表に定められた回数を成功した場合「合格」とする。なお、No. 1～No. 8の種目について、10回試技を行う前に規定された回数を成功した場合は、それ以上の試技を行う必要はない。
- 4 No. 9「もしかめ」
 - (1) 試技は1回とし、中断、落球することなく継続して規定回数を行うこと。1分間に135回以上の速さで行うこと。
 - (2) 「もしかめ」の回数は、受審前に登録されている記録（認定指導員が審査し会員証に記載した記録等）があれば、改めて受審する必要はない。

附 則

- 1 平成 3年 制定
- 2 平成 16年 1月 1日 改正
- 3 平成 19年 5月 13日 改正
- 4 平成 24年 5月 5日 改正
- 5 平成 29年 3月 12日 改正

けん玉道段位認定表

No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
種目 段	世界一周	灯台	けん先すべり	地球まわし	さか落とし	うらふりけん	宇宙一周	うぐいす	つるしとめけん	はねけん	一回転飛行機	一回転灯台	すべり止め極意	うぐいすの谷渡り	灯機	つるし一回転飛行	二回転灯台	自由種目	タイム競技B(秒)	もしかめ(回)
初段	4	4	3	3	2	2	1	1	1	1										200
二段	5	5	4	4	3	3	2	2	2	2										300
三段			5	5	4	4	3	3	3	3	1	1							120	500
四段			6	6	5	5	4	4	4	4	2	2							60	1000
五段							6	6	6	6	4	4	3	3	2	2	1		45	
六段							8	8	8	8	6	6	5	5	4	4	3	*		
七段	指導者として長年にわたり活動し、かつ高度でオリジナルな技術を有し、指導者の育成に積極的な者																			
八段																				
九段																				
十段	人格、技量、識見が備わり、けん玉道の普及発展に貢献した者																			

(段位受審解説)

- 1 (公社) 日本けん玉協会認証(認定) けん玉を使用すること。試技の種目により、使用けん玉を使い分けることは認める。
- 2 初めて段位を受審するときは、初段から受審しなければならない。
- 3 受審は、現有段位の1階上位について行うものとし、いわゆる「飛び段」は認められない(例:初段の者が三段を受審することはできない。)。
- 4 初段から五段の合否の判定は、受審する段位の種目(No. 1~No. 20)につき、表に定めた回数を成功(No. 19「タイム競技B」(別表第3付紙)は規定時間内に終了)した場合「合格」とする。各種目の試技は、No. 1~No. 17が最大10回、「タイム競技B」(別表2付)が2回、「もしかめ」は1回までとする。なお、No. 1~No. 17の種目について、10回試技を行う前に表に規定された回数を成功した場合は、それ以上の試技を行う必要はない。
- 5 各段位の種目は、必ず、番号の低い種目から始めること(例:三段の場合は、No. 3からNo. 4、No. 5・・・の順に審査を進める)。
- 6 No. 18の自由種目(*)
 - (1) 高度な技術を示す技、オリジナルな技等、六段としての技量を示す技を2種目行うこと。
 - (2) 試技は10回までとする。
- 7 No. 19の「タイム競技B」(別表第3付紙)
 - (1) 試技は2回までとし、表に定めた時間内に終了すること。
 - (2) 登録する記録は、2回の試技のうち、上位の記録とする。

8 No. 20の「もしかめ」

- (1) 試技は1回とし、中断、落球することなく継続して規定回数を行うこと。
- (2) 1分間に135回以上の速さで行うこと。

9 もしかめの回数及びタイム競技の時間は、受審前に登録されている記録（認定指導員が審査し会員証に登録した記録等）があれば、改めて受審する必要はない。

10 段位の取得（段位の登録及び認定証の発行）には、協会に登録料を納付する必要がある。

（附則）

- 1 昭和52年 制定
- 2 昭和53年 改正
- 3 昭和54年 改正
- 4 平成3年5月 5日 改正
- 5 平成16年1月 1日 改正
- 6 平成19年5月13日 改正
- 7 平成24年5月 5日 改正
- 8 平成29年3月12日 改正

タイム競技B

1 「タイム競技」は、定められた種目（技）を順序通りに正しく行い、全種目終了までのタイムを競うものである。

各種目は、途中で失敗しても成功するまで何度もやり直して行うものとし、定められた順序を変えてはならない。

2 順序、種目及び注意事項

順序	種目	注意事項
①	前ふりろうそく	中皿の面の外周が全て玉に接触すること。
②	県一周	※一周技の玉の皿乗せは、皿の面の外周が全て玉に接触すること。
③	日本一周2回連続	玉の穴にけん先が入ったら、玉をおろさずに連続して技を行うこと。 ※
④	世界一周2回連続	同上
⑤	ヨーロッパー一周	※
⑥	地球まわし	
⑦	うぐいす～けん	「うぐいす」の時、玉の穴の縁が正しく大皿の縁（又は小皿の縁）に接していれば、静止する必要はない。
⑧	はねけん	
⑨	一回転飛行機	
⑩	さか落とし	「灯台」の時、中皿の面の外周が全て玉に接していれば、静止する必要はない。

(様式第1)

級位認定試験受審申込書

(西暦) 年 月 日

氏名(ふりがな)	現有級位	受審級位	受審資格確認者		
	級 / 準初段	級 / 準初段	(審査員長)		
住所:	〒 _____				
電話番号:	携帯番号:		生年月日:		

級位審査記録

No	種目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	回数	合否
1	大皿												
2	小皿												
3	中皿												
4	ろうそく												
5	とめけん												
6	飛行機												
7	ふりけん												
8	日本一周												
9	世界一周												
10	灯台												

準初段位審査記録

No	種目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	回数	合否
1	とめけん											5	
2	飛行機											5	
3	ふりけん											5	
4	県一周											4	
5	日本一周											4	
6	世界一周											3	
7	灯台											2	
8	けん先すべり											1	

(注)準初段以上のもしかめは1回のみの挑戦

種目	登録済記録	1回目	2回目
もしかめ	回	回	回

判 定	月 日	技量審査	審査員
	/	合格・不合格	

(様式第2)

申込年月日：(西暦)

年 月 日 ()

段位認定試験 受審申込書

※ 受審申込者は事前に 欄を記入

氏名(ふりがな)		(西暦)生年月日・(年齢)		会員区分
		年月日 (歳)		<input type="radio"/> 会員 <input type="radio"/> 非会員
現有段位	受審段位	区分		
段	段	幼児	中学 年生	大学・専門
		小学 年生	高校 年生	一般
住所	〒 -			
(携帯)電話番号：		メールアドレス：		

※ 段位の登録には本受審申込書の提出と登録料の納付が必要です。いわゆる「飛び段」は認められません。

以下、審査員記入欄

月日	受審資格確認 (審査員長)	技量審査		段位審査員	
		合格	不合格		
/					

※ 審査員長が2級指導員（上級資格講習会を修了し、1・A級指導員の指導の下に審査員長をする場合を除く。）の場合、審査できるのは四段以下の受有段位までです。五段の審査はできません。

	準初段	初段	二段	三段	四段	五段	登録済記録	1回目	2回目
もしかめ	100回	200回	300回	500回	1000回		回	回	
タイム競技B				120秒	60秒	45秒	秒	秒	秒

No	種目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	回数						合否	
												初	二	三	四	五	六	合	否
1	世界一周																		
2	灯台											4	5						
3	けん先すべり											3	4	5	6				
4	地球まわし																		
5	さか落とし											2	3	4	5				
6	うらふりけん																		
7	宇宙一周																		
8	うぐいす											1	2	3	4	6	8		
9	つるしとめけん																		
10	はねけん																		
11	一回転飛行機															1	2	4	6
12	一回転灯台																1	2	4
13	すべり止め極意																3	5	
14	うぐいすの谷渡り																		
15	灯台とんぼ返り																2	4	
16	つるし一回転飛行機																		
17	二回転灯台																1	3	
18	自由種目名：															回(目)			
	自由種目名：															回(目)			

以下、級・段位審査委員会記入欄

月日	総合審査
	<input type="radio"/> 合格 <input type="radio"/> 不合格

(公社)日本けん玉協会
住所：〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1丁目29番地4号祥宏ビル5階
TEL:03(6273)7766 FAX:03(6273)7760
メールアドレス：info@kendama.or.jp ホームページ：<http://kendama.or.jp>

(様式第3)

七段・八段昇段申請書

級・段位審査委員会

申請日 年 月 日

申請者	氏名			申請段位	段
	性別	<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	生年月日	年 月 日 (歳)	
	住所	〒 -			
	電話番号			メールアドレス	
	資格等	現有段位	段	発行日	年 月 日
		認定ライセンス	級 No.	発行日	年 月 日
	役職等				

推薦者1	氏名			会員種別	<input type="radio"/> 活動会員 <input type="radio"/> 正会員
	性別	<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	生年月日	年 月 日 (歳)	
	住所	〒 -			
	電話番号			メールアドレス	
	資格等	現有段位	段	発行日	年 月 日
		認定ライセンス	級 No.	発行日	年 月 日
	役職等				

推薦者2	氏名			会員種別	<input type="radio"/> 活動会員 <input type="radio"/> 正会員
	性別	<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	生年月日	年 月 日 (歳)	
	住所	〒 -			
	電話番号			メールアドレス	
	資格等	現有段位	段	発行日	年 月 日
		認定ライセンス	級 No.	発行日	年 月 日
	役職等				

(様式第4)

特別昇段・名誉段位申請書
Application of kendama special dan / honorary dan

級・段位審査委員会・理事会

申請日

年 月 日

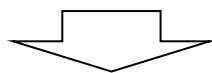
候補者名 name of candidate				
現有 級・段位 current kyu or dan				
申請する段位の種別 application for category of dan 段位 dan	特別昇段・名誉段位 (申請する段位の種別を丸で囲む) special dan / honorary dan (check the category of dan) 段			
居住国 / 住所 country of residence / address				
電話番号／e メールアドレス phone No. /mobile phone No. FAX No. e mail address				
職業occupation 性別 gender 誕生日 date of birth	日付 date／	month／	year	
候補者署名 signature of candidate	上記の情報について間違いがないことを保証します。 I have made a truthful declaration. 日付 date／ month／ year			
推薦者氏名 name of recommender				
推薦理由 reasons for recommendation				
推薦者住所 address of recommender				
電話番号、e メールアドレス phone No. /mobile phone No. FAX No. e mail address				
推薦者署名 signature of recommender	私は上記の者の特別昇段・名誉段位の推薦をします。上記の情報について間違いがないことを保証します。 I recommend above person for kendama special dan / honorary dan. I am responsible for the truthfulness and accuracy of all information submitted on his or her. 推薦者名 name of recommender			
	印	日付 date	年	月 日

【参考資料】

総合審査基準等の考え方

現行規程

段位	内容
六段	六段の審査は、技量審査以外に級・段位審査委員会による総合審査を行う。その内容は、これまでの活動実績とともに、今後とも指導者として日本けん玉協会の本部・総支部等の運営及び活動に積極的に参加、協力し、けん玉道の発展に貢献することが要求される。(級・段位認定試験の方法第5項④)
七・八段	指導者として長年にわたり活動し、かつ高度でオリジナルな技術を有し、指導者の育成に積極的な者 (規程第16条)
九・十段	人格、技量、識見が備わり、けん玉道の普及発展に貢献した者 (規程第17条)



要件の整理

段位	内容		
	資質	活動実績、組織貢献度	技量
六段	<ul style="list-style-type: none"> ・自己修練 ・指導者、先人等を尊重 ・礼節を重んじ、健全な社会生活を営む ・けん玉道の普及発展に貢献する意志を有する 	(地域における普及活動に貢献)	<ul style="list-style-type: none"> ・高度でオリジナルな技を有する
七・八段	<ul style="list-style-type: none"> ・他の指導者の模範となり得る者 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者等として長年にわたり活動 ・指導者の育成に積極的 ・地方における普及活動等に貢献 	(高度でオリジナルな技を評価・指導できる)
九・十段	人格、技量、識見が備わり、(全国における)けん玉道の普及発展に貢献した者		

新規程（案）

段位	内容
六段	指導者、先人、仲間、伝統・文化等を尊重し、礼節を重んじ、健全な社会生活を営むとともに、高度でオリジナルな技を有し、けん玉の諸活動を通じ自己修練に努め、けん玉道の普及発展に貢献する意志を有する者
七・八段	指導者として長年にわたり活動して地方における普及活動に貢献するとともに、積極的に指導者の育成に努める等他の指導者の模範となり得る者
九・十段	人格、技量、識見が備わり、けん玉道の普及発展に貢献した者